

### 第372回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年11月25日（月）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

9 番 富田憲一委員

10 番 山口久志委員

11 番 木村正委員

12 番 木村辰也委員

13 番 上妻一実委員

14 番 長沼健司委員

15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 農地転用に係る事業計画変更申請について

日程6 議 第4号 第408回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程7 議 第5号 第409回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程8 議 第6号 非農地判断について

日程9 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程11 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程12 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程13 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程14 報告第6号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

## 7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、11月15日に告示になりました、第372回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年11月15日、上山市農業委員会告示第15号により、令和元年11月25日、第372回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年11月18日付農委第142号をもって、第372回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。3、総会資料の配布について、第372回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、大澤健一委員、14番、長沼健司委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。関根地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。11月23日に現地を確認し、同日、電話で〇〇さんから意向をお聞きしました。9月に貸借した農地と合わせて15aにももを作付するということで、面積に合わせて既に苗木も注文済みとのことです。特に問題はありませんので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。  
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、会社員、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。下生居地内の田1筆について資材置場とするため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請について議題といたします。  
事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。なお、5ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について、事業計画者は〇〇に事務所を有する〇〇であり、中山地内の畑2筆の一部の一時転用について、転用期間を延長するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、携帯電話の基地局を新設する際の作業ヤードとして利用するため、本年9月に転用許可を得ております。台風19号被災地の復興支援に人員を派遣したところ、工事に遅延が生じたため、転用期間を4か月延長する申請があったものです。本件については、変更内容について土地所有者の同意が得られており、農地の復元計画も適切に定められています。加えて、変更の理由は事業計画者の過失によるものではないことから、農業委員会

の意見としては、期間の延長はやむを得ないとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請については、許可相当として県知事へ送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり県知事へ送付することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第408回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第408回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。17件の申請がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。三上地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第408回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏であります。皆沢地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第408回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、認

定農業者、譲渡人は〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田 3 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第 408 回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号 3 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 4 から 17 については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号 4 から 17 について説明いたします。譲受人は全て〇〇に事務所を有する〇〇、認定農業者、譲渡人はそれぞれ〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。松沢地区の農地整備事業に伴い、三上地内の田畑 48 筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第 408 回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号 4 から 17 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程 7、議第 5 号、第 409 回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第 5 号、第 409 回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の 11 ページをお開きください。8 件の申請がございましたが、整理番号 1 から 5 については関連がありますので、一括して説明いたします。整理番号 1 から 5 について、借り人は全て〇〇に事務所を有する〇〇、認定新規就農者、貸し人はそれぞれ〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。松沢地区の農地整備事業に伴い、三上地内の田畑 39 筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第409回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1から5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6から8については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6から8について、借り人は全て〇〇に事務所を有する〇〇、認定農業者、貸し人はそれぞれ〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。松沢地区の農地整備事業に伴い、三上地内の田畑33筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第409回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号6から8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程8、議第6号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第6号、非農地判断について説明いたしますので、別紙の議案書「非農地判断について」をご覧願います。非農地については、9月の全員協議会で協議いただき、10月の議案の際には、萱平地区は保留とさせていただいておりましたが、調整が完了しましたので、追加で大門の1筆を加えて議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。番号1から151までは、菖蒲地区（萱平地区）の農地で、151筆、30,090.91㎡、番号152は、追加した大門字風穴の1筆で、合わせて152筆、30,665.91㎡となっています。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号1から152について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程 9、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 15 ページをお開きください。なお、16 ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。3 件の届出がございました。整理番号 1 について、届出者は〇〇氏、農業です。長清水二丁目地内の畑 2 筆の一部について、駐車場及び除雪場所として転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号 2 について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について、届出者は〇〇氏、無職です。金瓶地内の畑 1 筆について、駐車場及び除雪場所として転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号 3 について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 3 について、届出者は〇〇氏、農業です。長清水一丁目地内の畑 1 筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 10、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 17 ページをお開きください。7 件の届出がございました。整理番号 1 について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。仙石地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。櫛下地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号3について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。権現堂地内の田4筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号4について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。権現堂地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号5について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、皆沢地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号6について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。泉川地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号7について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について、貸し人は〇〇に事務所を有する〇〇、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。小倉地内の牧草地1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の19ページをお開きください。5件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号2、3及び5については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の20ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、三上地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程13、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の21ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について、申請人は〇〇氏及び〇〇氏であります。市街化区域内である弁天二丁目地内の畑3筆について申請があったものです。昭和55年に競馬場の民間駐車場として整備し、以後駐車場として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、

非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、申請人は〇〇氏であります。市街化調整区域内である北町地内の畑1筆について申請があったものです。今回、申請人が裁判により申請地の所有権を取得しましたが、所有権移転登記をする前に地目変更をする必要があるため申請があったもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の22ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、届出者は〇〇氏、施工者は〇〇氏であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時11分)

議事録署名委員

議事録署名委員